

令和3年10月11日 策定

1. 目的

写真等の提供は、その使用によって村政のPR・イメージアップを図ることを目的とし行うものとします。

2. 料金

提供料金は無料です。

3. 提供可能な対象者等

- (1) 国、地方公共団体及びその外郭団体
- (2) 報道機関
- (3) 次のいずれかに該当する団体又は個人で、総務課長が認める者
 - ① マスコミ一般（新聞、雑誌、放送、出版社など）
 - ② 公共的団体（自治会、青少年・婦人団体など）
 - ③ 民間企業、個人など

※ 営利目的や政治、宗教活動を助長する恐れがある場合は提供できません。また、人物等（村長等公人として判断されるものは除く。）の肖像権を犯す恐れがある場合も同様とします。

4. 条件

- (1) 申請書の提出
申請者は、「写真等提供依頼申請書」の提出をお願いします。
- (2) 提供できる対象物の媒体
提供は、原則デジタルデータとします。
- (3) 提供後の管理
申請者は、写真等の使用後すぐにデータを消去してください。
- (4) 複写転用の禁止
申請者は、提供された写真等を総務課長が許可した使用目的以外に使用し、また複写転用しないでください。
- (5) その他
使用者は、転載写真等に「提供：恩納村」と標記してください。ただし、風景写真等をイメージとして使う場合など、文字の標記が不要であると総務課長が認めるものについては、この限りではありません。

5. 承認の取り消し

- (1) 虚偽の申請や違反が発覚した場合には、総務課長は承認を取り消し、すぐに使用を中止させることができます。
- (2) 前述(1)の違反により村が損害を受けた場合には、依頼者がその損害を賠償しなければなりません。

6. 疑義の決定

この基準に定めのない事項については、総務課長がその都度決定するものとします。